

## 令和5年第2回三重県議会定例会

# 予算に関する補助金等に係る資料

令和5年5月

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）第5条の規定により提出します。
- この資料は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるものについて、補助事業者等ごとに記載されています。（法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものを除きます。）
- 番号欄は、部の通し番号となっています。



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
71	低所得のひとり親世帯への生活応援給付金	未定 (県内市町)	361,137 (未定)	物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯等を支援するため、児童扶養手当受給世帯の児童1人あたり2万円を支給する。	(目的・理由) 物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯等を支援する。  (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム食料品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯等に対し支給することで、その生活を支えるものであり、公益性がある。	子ども福祉・虐待対策課	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童扶養手当事業費